

【1998 年 12 月 4 日】自民党の年金改正試案に対する談話

日本労働組合総連合会

自民党の年金改正試案に対する談話

1998 年 12 月 4 日
日本労働組合総連合会
事務局長 笹森 清

1. 自由民主党は 12 月 2 日の年金制度調査会で、藤本同調査会長の試案のかたちで年金改正案の概要をとりまとめた。この「藤本試案」は、いわゆる「部分年金」を段階的に廃止して支給開始年齢を 65 歳に引き上げ、在職老齢年金制度を 65 歳以上の就労者にも適用して給付を削減し、裁定水準は現行制度とほぼ同水準(代替率約 6 割)に保つものの、その後の賃金スライドをなくして物価スライドだけにとどめるなど、10 月末の厚生省案の「第 1 案」をほぼ踏襲した内容である。
2. 厚生省案が触れなかった基礎年金の国庫負担割合は、2004 年の財政再計算時まで現行の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げるとしている。この措置で国民年金の最終保険料額は 2 万円をかなり下回る水準にとどまるが、厚生年金の最終保険料率には厚生省案より年収ベースで 1 ポイント程度の引き下げ効果しかなく、国民年金グループにより高い効果が見込まれている。
3. 連合はじめ諸団体や識者が主張してきた基礎年金の税方式への転換は示されておらず、基礎年金制度がはらむ構造問題を克服する方向は示されていない。賃金スライドが停止される結果厚生年金は、厚生省案の数字を使えば 25%程度まで低下するものと見込まれ、国庫負担引き上げの財源が明示されていないこととあいまって公的年金の将来に対する不安と不信を拭い去るどころかむしろ増幅するものである。
4. 「十分な準備期間を設けた上で段階的に」との条件つきながら、高齢者雇用の拡大が遅々として進まぬばかりかむしろ悪化しているなかで、支給開始年齢の引き上げを打ち出したことは特に重大である。高齢者の雇用機会の拡大と処遇改善を中心に、末尾にある「65 歳現役社会」の展望をまず具体的に明らかにするのでなければ、これから退職年齢を迎える中高年労働者には、不安をかきたてるだけである。

5. 厚生省案には含まれていない「確定拠出型年金の導入」は、企業負担の軽減だけを目的としたものであり、また、当面の保険料引き上げを凍結する案も、景気への短期的な配慮にとどまり、巨額の積立金の見直しを含む年金制度全体の改革の展望をもってはいない。
6. 今回の「藤本試案」が提出しているのは、「活力ある高齢化社会」とは逆の希望のない将来像であり、国民に安心と信頼を確立すべき「改革」の内容をまったく欠いている。このような「改悪」案に対し、連合は怒りを込めて反対する。